

解説 2005年度文部科学白書

子育て先進例、学校耐震化などを紹介

- 三位一体改革の義務教育費問題にも言及 -



絵本コーナーの「お話し会」で子どもたちの夢と希望を育む。富山県舟橋村の地域に密着した村立図書館での光景。

2005年度の文部科学白書は、地域・家庭の子育てを支える施策の必要性を訴えるとともに、公立小中学校の教職員給与を支出する義務教育費国庫負担金の削減問題をめぐる論議や義務教育改革、教育基本法改正問題、学校の耐震化なども取り上げた。

白書のタイトルは「教育改革と地域・家庭の教育力の向上」。なかでも、三位一体改革で焦点だった負担金の削減問題に関しては、地方六団体の代表と有識者委員が激論を交わした中央教育審議会（文科相の諮問機関）の議論を解説。約2兆5000億円に上る負担金のうち、「地方の自由度が拡大する」として、中学校教職員給与に充てる負担金の削減・地方移譲（約8500億円）を求めた地方六団体の主張については、「拡大する自由は教育費を減らす自由だけだ」との結論に至ったことを紹介した。

さらに、国の負担率を2分の1から3分の1に引き下げることを決めた昨年11月の政府・与党合意に關しても、「制度堅持」の文言が盛り込まれた点に言及した上で、「これ以上負担割合が引き下げられることはない」と理解している」との認識を示している。

削減は「恒久措置」

義務教育国庫負担金をめぐる経緯を振り返ると、地方六団体は04年8月、負担金約2兆5000億円のうち、中学校教職員に充てる約8500億円を削減・地方移譲

政 策



義務教育負担金問題を議論した
中教審・義務教育特別部会

するよう求めた。

これに対し、文科省は「財政力に応じて、教職員の数や質が異なる状態が生じ、教育の地域格差が広がる」と反対。政府・与党内の調整は難航した。

結局、政府・与党は04年11月「暫定措置」として8500億円の削減・税源移譲を決めるとともに、05年度は4250億円を削減。同時に、「義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する」と「玉虫色」の結論を下し、暫定措置の取り扱いを含め、こうした問題の結論を中教審に先送りした。

これを受け、中教審は鳥居泰彦会長を長とする「義務教育特別部会」を設置。昨年2月から議論をスタートした。

この中で、地方六団体の推薦した3人の委員が「国が学習指導要領などで基準を定めた上で負担金を地方に移管すれば、地方の自由度が広がり、自由な学級編成や教員の追加配置など自らの判断で義務教育を運営できるようになる」と主張したのに対し、文科省の選

んだ有識者委員は「財政力に応じ

て、教員の数や質が異なることになり、教育格差が生じかねない」「削減傾向の続く地方交付税では、確実に財源が保障されるか不安」と主張。両者の意見は鋭く対立した。

結局、100時間に及ぶ審議の末、中教審は昨年10月、「新しい義務教育を創造する」と題する答申で、学習指導要領や負担金などで国が条件を整備する。市町村の裁量拡大など教育施策を地方に委ねる。地方の教育施策を国が「全国学力テスト」などで評価する、といった「義務教育の構造改革」を提唱した。

その中で、負担金に関しては、「教育の質の向上」「財源確保の確実性」「地方の自由度拡大」の3点から、有識者委員と6団体委員の意見を整理しつつ、「現行の負担率2分の1の国庫負担制度は、教職員給与費の優れた保障方法であり、今後も維持されるべきだ」との認識を示した。

さらに、中学校分の税源移譲を求める六団体の意見についても、義務教育である小中学校の取り扱いを分けることになるため、「合理性がなく適当ではない」と結論付けた。

白書は、こうした論議や経過を第2部第2章の「トピックス」で

3ページにわたって紹介した。

特に六団体の主張に関しては、「(負担金の地方移譲では)教育の質の向上や自由度拡大は生じない」と指摘しつつ、「拡大する自由は教育費を減らす自由だけの結論に達した」「(分権を求める六団体の提案)は学校・市区町村の自由度拡大で実現されることが確認された」と紹介した。

同時に、負担金の国庫負担率を2分の1から3分の1に引き下げ、負担金8467億円を地方移譲することを決めた昨年11月の政府・与党合意に関しても、「中教審通りの結論とは言えない」としつつも、「国・地方の負担で教職員給与費の全額が保障される制度は今後も維持されるべきだ」とした答申の基本理念は踏まえられた」と解説。

その上で、政府・与党合意が「負担金制度を堅持する」との方針を示した点に触れ、「これ以上負担割合が引き下げられることはない」と理解している」と結論付けた。

ただ、白書では触れていないが、改正義務教育費国庫負担法の国会審議では、小坂憲次文科相は「(削減は)恒久的な措置。これで全ての問題が決着した」と言明したのに対し、竹中平蔵総務相は政府・与党合意のうち、「地方分権改

政 策

革に終わりはない」義務教育の在り方を与党で検討する」と定めた文言に言及。道州制を含め、国、地方の役割分担を幅広く議論する中で、義務教育費も取り上げられる可能性を示唆しており、今後の展開次第では負担金問題が再燃する可能性もある。

子育て支援の必要性を強調

このほか、白書は第1部第2章で、地域・家庭の子育て機能を支援する施策の重要性も訴えた。

このうち、地域の教育力については、保護者に対する意識調査に基づき、個人主義が浸透している地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることへの抵抗が増している。近所の人々が親交を深められる機会が希薄化している。などの理由から、「地域の教育力が低下している」と分析。

その上で、「異年齢や異世代が交流する中で、子どもの自主性や創造性、社会性を涵養(かんよう)する必要がある」としたほか、地域の保護者や民間非営利団体(NPO)・企業などの力を結集し、地域の子育て環境を整備する必要性も訴えた。

家庭の子育て支援でも、都市化などで子育ての相談相手が減っ

ている。少子化が進む中で、若い世代は乳幼児に接する機会などが減っている。児童虐待が深刻化している。などの点に言及しつつ、家庭に対するきめ細かな子育て支援を進める方針を示した。

具体的には、これまでの文科省の子育て支援策が公民館などで講座を開設する方法を採っていたため、自ら学ぼうとする親に対象が限られ、学ぶ余裕がない親などへの支援が不十分だったと分析。今後は「学習を希望する親の支援」から、「すべての親を対象とした支援」に転換する意向を示した。

その上で、スポーツ活動など展開する若手県二戸市(旧浄法寺町)の「子ども教室」、高齢者と子どもが交流する岡山市の「シニアスクール」、中高生がボランティアで乳幼児の面倒を見る愛媛県西予市の「ボランティアセンター」、博物館・美術館の連携を通じて、児童生徒が芸術に触れる機会を提供する事業(滋賀県)夫婦の子育てを支援する「パパママ教室」(愛知県蒲郡市)、「総合的な学習の時間」を活用した中高生向けの子育て講座(千葉県佐倉市)・など、自治体や民間団体の進める先進的な子育て施策をコラムで紹介した。

交付金で耐震化推進

校舎や体育館など学校施設の耐震化に関する現状や施策も、第2部第13章の「トピックス」で紹介した。約13万棟に及ぶ公立小中学校施設は児童・生徒の安全を確保するとともに、災害時に地域住民が避難する場所としても活用されている。

ただ、耐震性が確保されている施設は05年4月現在で、全体の52%にすぎず、取り組みに地域格差も目立つ。

こうした中、白書は触れていないが、三位一体改革では6団体が「補助金待ちの状態が続くので耐震化が進まない」「事業ごとに認定しているので使い勝手が悪い」として、公立学校施設整備費補助金・負担金の全廃・地方移譲を要求。

これに対し、文科省は「耐震化は国の責務」と反対したため、04年11月の政府・与党合意では、義務教育費国庫負担金と同様、施設整備費の取り扱いを中教審に委ねた。

これを受け、中教審で存廃論議が交わされたが、05年10月の答申は「公立学校の整備に目的を特定した財源を国として保障し、その耐震化は国が責任を持って推進す

ることが適当」と結論付けた。

その後、昨年11月の政府・与党合意では学校施設費のうち、170億円を削減し、この半額を地方に移譲することを決めたが、施設費の枠組みは維持された。

白書では、学校の耐震化が進んでいない理由を「学校の設置者である市町村の厳しい財政事情にある」と分析。その上で、異なる事業間の融通や同一市町村内の予算流用などを認める「安全・安心な学校づくり交付金」を06年度に創設し、市町村の自由度を高める方針を強調している。

白書は触れていないが、同省は今後、「施設整備基本方針」「施設整備基本計画」を作り、耐震化に関する基本的な方針を規定。これを基に、耐震化の整備目標・目標達成に必要な整備費、3年以内の計画期間、などを定めた施設整備計画を市町村に作ってもらい、同省が市町村ごとに交付金額を決定する。

このほか、学校施設に関しては、「3メートル」と定めた教室の天井高に関する規制を緩和したことをトピックスで紹介。事業所の健康被害が社会問題となったアスベスト(石綿)の対策もトピックスで触れた。

(時事通信社 三原 岳)

政 策

住基カード普及へ総務省検討会が報告書

交付手続の弾力化や
手数料の無料化など提言

総務省の「住民基本台帳カードの利活用手法等に関する検討会」(座長・大山永昭東京工業大学教授)は3月17日、住基カードの利活用を進めるため、制度上の課題について提言するとともに、市町村が取り組むことが望ましい「多目的利用」の例を提示する報告書をまとめた。北海道長沼町や岩手県紫波町など多くの自治体の取組みを推奨する利用例として盛り込んだが、期待された制度面の提言については、検討項目の整理にとどまったものもある。報告書を受け同省は同日、その内容を参考に多目的利用と市町村窓口での広報に取り組むよう各都道府県あて通知した。

報告書は、交付枚数が全国で約68万枚(昨年の8月末現在)、住基台帳人口比で0.54%にとどまる住基カードについて、「多機能化が普及の力ギの一つ」と指摘。利活用を進めることが有効な例として、写真付カードを官民施設での住民向けサービスの本人確認に活用し、カードの提示による温泉割引などを行っている岩手県紫波町の例を提示。また、カードの「基本利用領域」の推奨利用として、住基台帳事務や印鑑登録証明書交付事務の本人確認に活用することも提案した。

さらに、昨年8月現在で約1000団体が取り組んでいる市町村の「独自利用領域」の推奨例として、「既存の印鑑登録証の住基カードへの切替」(宮崎市)や、「構成する10市町村の住民票の写しや所得証明、納税証明など各種証明書の自動交付」(上伊那広域連

合)を提示したほか、「町立総合福祉センターや温泉

などで利用できる健康づくり助成券を住基カードに切替」(北海道長沼町)、「地域通貨に活用」(市川市)、「区立遊園地での電子マネー利用」(荒川区)、「市民カードを住基カードに一元化し救急活動支援サービスなどを追加」(水沢市)なども例示した。

一方、制度上の課題では、住民に取得インセンティブを付与するため、市町村の判断での交付手数料の無料化、住基カードや公的個人認証サービスを利用した各種サービスを提供する場合の手数料の減額などを提言。また、交付手続について15歳未満の子供が取得する場合の法定代理人確認手続の弾力化などを提言したほか、公的個人認証サービスの医療、通信など公益的分野への利用範囲拡大も提言した。

一方で、「条例を制定しなくても住基カードの多目的利用ができる仕組みができないか」との課題については、全国的に一定のサービスを提供するならば公的個人認証サービス同様に別途法律で定めることが考えられるとしたものの、その際には対象サービスや、カードの規格などシステム面、財政面の問題を検討する必要があると指摘するとともに、

このほか報告は、住民へのわかりやすい広報の重要性も強調。また、多目的利用する市町村への財政措置の必要性にも言及した。同省は事業費に特別交付税措置したい意向だ。

住民基本台帳カードの
利活用手法等に関する
検討会報告書の要点

普及の状況、検討会設置
の趣旨等

住基カードの交付開始から2年経過した平成17年8月末現在の交付枚数は約68万枚(住民基本台帳人口比0.54%)。

条例による多目的利用に取り組んでいる一部の市町村では人口比2割を超えている。

住基カードの多機能化が普及の力ギの一つと考えられる。

住基カードの高いセキュリティ・機能を利用して、各種行政サービスなどの、安全性、住民の利便性、行政の効率性を高めていくことが求められる。

市町村内の組織横断的な検討、市町村の区域を越えた広域的な観点からの検討、わかりやすい広報等が重要。

住基カードの多目的利用
として推進する例

写真付き住基カードの公的
証明書としての利用

町の公施設や民間施設での住民向けサービスの際の本人確認手段として積極的に活用して、大きな効果を発揮。(岩手県紫波郡紫

政 策

波町の例)

基本利用領域の利用

住民基本台帳事務や印鑑登録
明書の交付事務の際の本人確認な
どに活用。

公的個人認証利用領域の利用

電子申請等の手続の普及を進め
るとともに、利用範囲の拡大など
に取り組むことが重要。

独自利用領域(条例利用領
域)の利用

平成17年8月末現在で、101
団体で条例が定められ、様々な事
務に利用。

【町村における具体例】

上伊那広域連合では、構成10市
町村の証明書が自動交付機で取得
可能(現在、住民の写し・印鑑証
明・所得証明・資産証明・納税証
明について交付、現在戸籍証明に
ついて開発中)。印鑑登録証とも
兼ねる。広域で取り組むことによ
り大きな効果を発揮。

北海道夕張郡長沼町では、図書
館カードの機能に加え、従来毎年
町民に配布していた町立総合福祉
センター(りふれ)、長沼温泉、マ
オイゴルリゾートで利用できる
健康づくり助成券を住基カード
(ICカード)を利用した健康ポイ
ントカードサービスに切り換え。
それにより平成17年12月末現在、

町民の3割が住基カードを取得。

富山県福光町(平成16年11月に

8町村が合併して現在は南砺市)
では、合併前から図書館カード、
公共施設等予約、成長記録の3つ
のサービスに住基カードを利用し
ていたのを新市でも継続。さらに
合併後の行政サービスの確保の観
点からテレビ会議、高齢者介護、
診療所検診予約にも住基カードを
利用。また合併後、新規に交付す
る印鑑登録証に住基カードを利用
するとともに、平成17年4月から
は旧町村で既に交付していた印鑑
登録証に住基カードに交換するな
どの取組を行う。

◎ その他活用を進めるた
めの制度上の課題等

条例を制定しなくても住基カー
ドの多目的な利用ができるような
仕組みができないか。

全国的に一定のサービスを提供
するのであれば、別途法律で規定
し、住基カードをその電磁的記録
媒体として定めることが考えられ
る。

市町村を移動しても失効、返納
しなくてもよいようにできない
か。

仮に市町村を移動した場合でも
住基カードを返納しなくてもよい
こととするためには、発行主体の

問題を含めて制度的な議論が必
要。

公的個人認証サービスの利用範
囲を拡大できないか。

公的個人認証サービスは、安全
確実な電子手続のために必要不可
欠な電子証明書を全国の市町村で
安価に提供するものであり、その
利用範囲の拡大について、電気、
ガス、通信、医療などの公益的分
野への拡大を積極的に検討すべ
き。

住民がもっと取得したくなるよ
うなインセンティブを与えること
ができないか。

住基カードの交付手数料につい
ては、市町村が交付するカードの
一枚化(既存のカードの交換)、各
種行政事務での本人確認の重要性
などの行政目的に基づいて、財政
負担の問題も考慮した上で市町村
の判断で手数料を無料化すること
も考えられ、住基カードの多目的
利用と合わせて、検討することが
望まれる。

◎ 多目的利用、広域利用
等を進めるためのその他
の課題について

多目的利用のためのアプリケー
ションに住基カードに格納するの
に時間を短縮するためのシステム
上の改善を検討する必要。

市町村における基幹システムの
更新などが行われる際に合わせ
て、住基カードを利用した証明書
自動交付サービス等の導入を進め
ることは効果的。

複数の市町村が共同でサービ
スを提供するシステムを構築するこ
とが望ましく、システムの共同
化、様式などの規格の統一化と
いった取組が有効。

「我がむら、我がまちの推奨
特産品・名産品ベスト5」を
発刊!! 長野県町村会



長野県町村会では、県内町村の
魅力を県内外に広く情報発信し、
町村の振興と自立支援の一助とす
るため、各町村が推薦する特産
品・名産品を冊子「我がむら、我
がまちの推奨特産品・名産品ベ
スト5」にとりまとめました。

同冊子のお問い合わせは、以下
までお願いいたします。

長野県町村会・総務課
(担当) 倉石・山岸・丑沢
TEL 026-234-3530
FAX 026-235-2064

フォーラム

現地レポート

・平成17年度地域づくり総務大臣表彰「地域振興部門」・

都市との協働による森づくりを推進

群馬県 川場村

川場村は、北緯36度43分、東経139度06分、群馬県利根地域の中心沼田市の北へ約10km武尊山の南麓に位置しています。村域の北側は、武尊山(2,158m)をはじめ、日光連山、谷川岳等の山々が連なっています。

村の面積は、85・29km²、山間部に位置するために村の総面積の85%は山林原野で、うち60%は国有林で占められており、耕地はわずか7%にとどまります。村には、薄根川、桜川、溝又川、田沢川と四本の一級河川があり、そのすべてが本村より源を發し利根川へとそそいでいます。清流が流れる地に集落が開けたのが始まりとされ、川の多いところから川場の地名にもなつたとされています。

古い歴史と文化に支えられた川場村は、明治22年町村制の施行にともなつて、門前組、天神組、谷地村、川場湯原村、中野村、萩室村、立岩村、生品村、太田川村、小田川村の2組8村が合併によつて誕生したもので、これら組や村のうち8つの組や村が現在の大字として残っております。



本村の位置は、太平洋側と日本海側の境界に位置することから、気象上も双方の特徴をもつており、村の中心部における年平均気温は約12℃、年平均降水量は約1,300mm、山岳部の積雪量は多い年で2mに達し、根雪期間も通常100日前後あります。

人口は、昭和30年の5、376人をピークに昭和50年の3、822人まで減少が進み、この間過疎地域の指定も受けることとなりました。しかし、平成7年の国勢調査人口が4、273人と回復し、平成12年度に過疎地域からの脱却を果たしました。平成17年の国勢調査人口は4、186人でした。産業の中心は農業で、主要産品



山林の役割についての講義



自然教室での川遊び



川場村全景

フォーラム

やまづくり塾での下草刈り(上)、間伐中(中)、枝打ち(下)の様子



は、こんにやく、牛乳、果樹(りんご・ブルーベリー・ぶどう)、米等であります。

交通は、昭和57年に上越新幹線、昭和60年の関越自動車道の開通により首都圏との時間距離が大幅に改善され、人的、物的交流が増加し、経済活動も活発化しております。村内の道路整備も積極的に取り組む主要路線については、数カ所を残し計画どおり改良等も実施することができました。また、利根沼田地域で一体的に整備された大規模農道、通称「望郷ライン」が平成16年度に全線整備され、東西への連絡がスムーズになり、観光客の増加に大きな期待を寄せているところです。

『都市との交流』

東京都世田谷区との交流について

では、昭和55年、当時の村長が世田谷区が健康村立地に適した自治体を探しているという情報をキャッチし、本村も立候補しました。手を挙げた自治体は52市町村ありました。その中で世田谷区がなぜ川場村を評価してくれたのか、その当時はわかりませんでした。後に聞いた話では、「川場村は何もないから良いんですよ」とのこと。つまり、唱歌に歌われているような自然が残っていたのが選ばれた理由でした。

群馬県・東京都両知事立会いに

より、健康村づくり相互協力協定(通称「縁組協定」)を昭和56年に締結して、都市と農村の交流を積極的に展開しております。

健康村づくりの活動は既に25年目を迎え、来村した区民は120万人を数えるまでになりました。区立小学校の移動教室では12万人の児童が川場村を訪れて様々な体験学習を行っております。最初の頃参加した児童はすでに結婚し、今度は我が子と訪れるようになりました。

縁組協定以来、開設に向けて山村留学や区内でのホームステイ、手作り食品づくり、キャンプ交流等の予備活動が行われ、健康村施設の設置後は、自然環境、農林

業、教育、文化、スポーツ等を通じて本格的な相互交流へと発展しております。阪神淡路大震災を教訓として、災害時の相互協力協定や村有スポーツ施設の区民利用の協定等も締結されました。これらの交流は、川場村のむらづくりにより多大な影響を与えております。

交流事業の一つである「レンタルアップル」についてご紹介させていただきます。レンタルアップルは1年間リンゴの木のオーナーになってもらう制度です。オーナーになられた方は春先の5月に花摘みに来ていただき、その後、希望により収穫されるまで何度でも川場村を訪れ、リンゴの生育の状況を確認しながら農作業の一端に触れていただけます。この事業は、農家と区民が直接ふれあうことにより行政の手を放れ、村民と区民の交流へと広がりを見せております。

『協働による森林整備』

友好の森事業

世田谷区との縁組協定10周年を迎えた平成4年、世田谷区と川場村は、「友好の森事業」に関する相互協力協定を締結しました。これは縁組協定を支える川場村の自然環境の恵みを受取るだけな

フォーラム

く、交流事業の一環として保全育成しようとするものです。具体策として、自分たちの身近なところにある森林を自分たちで守り、育てていくことを通して環境問題の新しい取り組みのあり方を追求しよう。区民健康村施設「なかのピレジ」周辺の約80haを友好の森区域に定め、ここを主な活動の舞台として森林作業や自然体験、環境に関する調査観測等を実施しております。時を同じくして、村民合意により自然環境を配慮したむらづくりを総合的に進めるため、「川場村美しいむらづくり条例」を施行し、田園風景等の保全に努めることとしました。



雪遊び

「やま(森林)づくり塾」は友好の森事業の一環として平成7年度にスタートいたしました。自然に親しむことから始まり、自然の仕組みを理解していただきながら森林作業の必要性を学びます。山仕事の技術を習得するためのプログラムとして、体験教室「養成教室」「専科教室」を開催します。体験教室は森林に慣れ親しむことを目的とし、森林作業の体験を中心に自然散策などを年2回実施し、家族連れや友人同士で楽しみながら参加いただいております。養成教室では、植林・下草刈り・枝打ち・間伐など森林管理に必要な基本的な技術を習得していただきます。また、年間4回のカリキュラムを修了した参加者には、



自然教室での下草刈り体験

塾オリジナルの「グリーンヘルメット」を卒業の証として贈呈しています。専科教室では、一般的な作業知識から更に一歩踏み込んだ専門的な知識を、毎回テーマを決めて学習します。

さらに、養成教室を終了し、グリーンヘルメットを手にした終了者たちで「やまづくり・くらぶ」という団体が独自に組織されています。現在そのメンバーも90人を超え、そのほとんどが世田谷区の区民です。くらぶのメンバーは、休日を利用し、数人単位であるいは単独で川場村を訪れて友好の森に入り、習得した技術に磨きをかけてながら山仕事に精を出しています。最近ではその活動範囲も広がりを見せ、友好の森を離れた村内の他の場所にも山仕事の場を求めたり、繰り返し川場村を訪れて、村民との個人的なつながりを持つ区民も増えております。

こうして、予備活動として森林ボランティアから発展した友好の森事業により、荒廃した山林がよみがえりました。上流下流の交流が促進されることで森林環境の保全へとつながり、住民の理解も得ています。

今後は、これまで村内外より一定の評価を受けている「やまづくり塾」のステップアップを目指し、

従来の森林作業技術の習得は勿論のこと、新たに森林作業の「資格認定」をする制度を設け、全国に通じる森づくり技術者の養成を目指します。

(自然で遊び学ぶ自然教室)

夏休みと冬休みの時期、川場村と世田谷区の小学生の子どもたちが一緒になって、都会では経験できない本当の自然体験を行う自然教室が「ジュニアクラス」です。川遊びや農業体験、冬類に突き刺さる寒さの中、夜空に輝く満点の星。どれも忘れられない体験です。

また、中学生及び高校生対象の「シニアクラス」は、川場まること滞在記と題して行ないます。夏休み期間中、森林作業や農作業、自然観察などを実施しますが、決められたスケジュールに沿って川場村で過ごすのではなく、参加者の自発的な意思と発想で、自分でやってみたいことを基本に体験してもらいます。

今後も世田谷区とは永遠のパートナーとして交流を展開したいと考えています。美しく素晴らしい川場村を舞台に、更なる交流が開花し、川場村の豊かな自然環境を次世代に残していけるようむらづくりを推進して行きたいと思っております。

「むらづくり振興課 桑原伸雄」

情 報

分譲宅地を無償提供

北海道
標津町

町は定住促進のため、今年度から土地の無償提供を始める。提供するのは町が造成している宅地分譲地「標津町営定住促進団地」。1区画120×140坪で、06年度は28区画を提供する。6月をめどに町ホームページで分譲内容を公開し、10月から募集を開始する予定。

分譲対象は、町内に土地、住宅がなく、入居時に町に住民登録をして永住することなどが条件。専用住宅が原則だが、趣味の範囲内での作業場の併設は可能だ。

なお、町では、今後近隣の町を含めて雇用に関する情報収集・提供を行うとしている。

婚姻証明と写真を

福島県
石川町

セットで贈呈
町は、4月から、結婚するカップルを祝福するため、カップルの写真と婚姻届受理証明をセットにした記念品を贈る事業を始めた。

現在、婚姻届に対する受理証明は各町村でも有料で行ってきたが、夫婦となるカップルの写真と婚姻届受理証明をセットで贈呈するのは全国でも珍しい。

対象は2006年4月1日以降に、町に婚姻届を提出したカップルで、提出時に希望者に対して、写真撮影、額装し、その場で贈呈する。

なお、夜間や土日などの窓口の時間外は後日郵送などに対応

する。

農家指導の「体験

農園事業」開始へ

東京都
瑞穂町

町は、今年の夏にも、体験農園事業」を始める。プロの農家の指導を受けながら農作物を育てて収穫までを体験できるもの。高齢化による農家の後継者不足で増え続ける遊休地を活用して農業収入の確保を目指すのが狙い。

参加者は一定期間、農地を有料で借り、地主が作った計画に沿って農作業を行う。収穫した作物は参加者が持ち帰るほか、地主が販売する。

町は、同事業に向け、農園への簡易トイレの設置や上下水道工事などに助成を行うほか、農園周辺の駐車場の確保も検討する予定。

平成こども塾が

オープン

愛知県
長久手町

町は、町内の小中学生が環境や文化を学ぶ「長久手町平成こども塾」をオープンさせた。同施設の愛称は「丸太の家」に決定した。

同施設では、愛知県農業総合試験場の職員など専門家による年間を通したプログラムや、1回ごとに申し込みができる単発のプログラムなど多くの事業を用意。今年度は、日曜日特別プログラムとして農業総合試験場の見学や、竹を使った楽器やワラ細工づくりを実施。土曜日には、町のボランティアが中心となりサツマイモの植付けなどの農作

NOW&NEW

カプセル

業や料理、工作などを行う。

行政情報端末を設置

兵庫県
香美町

町は、町の行政情報や観光情報が閲覧できるタッチパネル式の情報提供端末等の運用を開始した。

情報端末機は、国の地域インターネット基盤施設整備事業で整備。公民館や病院など五つの公共施設と六つの観光施設の計11施設に設置した。

閲覧できる情報は町ホームページ（HP）と同様に町からのお知らせや、様々な観光イベント情報などのほか、町内四カ所に設置したライブカメラの映像やインターネットも見ることが出来る。

このほか、観光情報を掲載する携帯電話用HPも開設した。

世界遺産の寄付条例を

奈良県
吉野町

制定
町は、歴史的な資産や景観、資源の継承・発展を図るため寄付金を財源として基金を設置・運用する「世界遺産・吉野ふるさとづくり寄付条例」を制定した。

世界遺産に登録された吉野山や、桜峠で知られる吉野川、宮滝遺跡などの保全が目的で、1口5000円の寄付を個人・企業から受け付ける。

基金は、世界遺産に指定された文化財の保存修理や、指定地域の文化的景観の保全、継承、整備等に関する事業に使われるほか、吉野の情報発信や観光ゴミ

対策など環境整備などを行う。

大地震災害対策

基金を創設

愛媛県
松前町

町は、大規模地震の災害予防や、応急対策、復旧等の経費を蓄える「松前町大規模地震災害対策基金」を創設した。

同基金は、今後30年以内に50%程度の確立で発生が予測されている南海地震に備えるもので、大規模地震に限定した基金は県内では初めて。

3月補正予算で一般会計から3000万円を繰り入れて設置し、2006年度以降毎年1000万円、3000万円を目安に積み立てる。

最終的には南海地震が起きた場合に避難所生活者に最低限の食事などの物資を提供できる額として3億円まで膨らませる。

窓口業務以外も延長

熊本県
玉東町

町は、住民サービスの 일환で、4月から総務課など4課の業務時間を延長する。

業務時間を延長するのは総務課のほか、地域振興課、町民福祉課、税務課で、午前7時から午後6時45分まで。各課1人が早出と遅出に分かれて対応する。

総務課の住民票や、印鑑登録証明書発行などの窓口業務のほか、各課が、土木工事、イベント、税金の相談などを受け付ける。

業務時間の延長は、4月から6月末まで実施し、職員や住民の意見を聞いた上で今後の展開を決める方針。

随 想

随 想

わが人生に悔いなし



島根県津和野町長
中 島 巖

軍国少年だった私が終戦を迎えたのは、小学校六年生の時でした。敗戦のショックはありましたが、翌年の春、旧制中学最後となった入試を受験。幸いに合格はしましたが、故あって志望校での学生生活が出来ないうちに学制改革に遭遇。そのため新制中学を卒業、高校受験となったのです。が、ここでその後の私の人生を決定づける事態が起こりました。

受験準備を進めている最中に、村役場に勤めている先輩から進学を勧めたのです。高校に入るよりも役場に入って、やがては村長になってはどうかとすすめました。確かに当時の村長は元役場の職員だった人で、過去にもその様な経歴の人が村長になっておられるとのことでした。この話しを聞き迷いましたが、結局は将来村の長になることを夢見て役場に入ることにしました。

ところが、数年後思いもかけない

事が起こりました。それは、町村の合併です。私たちの村は周辺の村とともに、かつては郡都と呼ばれた歴史のある町と合併することになったのです。私は、この昭和の大合併に依って町の職員となり、町中にある本庁舎に勤務することになりました。村役場と違ってとまどうこともありませんが、それでも幸いに早くから合併協議会の事務局に向向を命じられていたお蔭で、他の職員よりは早い段階で町の様子を知ることができ、雰囲気にも馴れていたもので、比較的苦労なく勤務することができました。ただ、村の長になる夢が潰れてしまったことは大きなショックでした。日を経るに従って無念の思いはつのるばかりで、遂には、ならばやむを得ないので、ここでもう一度勉強をし直して出直そうと考える様になったのです。しかし、今更高校にという訳にもいかないので、ここは一気に大学に進学しようと考えました。だが残念乍ら高校を卒業し

ていないので、受験資格がありません。そのため先ずは文部省の大学入学資格検定試験に合格しなければと考え、その準備に取りました。が、何しろ中学を卒業後特別に勉強したことはなく、それは大変なことでした。それでも寸暇を惜しんで猛勉強をした甲斐あって、目標よりも早く二年間(二回の受験)で全科目に合格をし、資格を得ることができました。そして、三年目に念願の志望大学の入試にもどつにか合格をすることができました。さあよいよ新たな人生に向かって前進をと張り切っていたのですが、不味いことに、この事を両親たちに一切相談していなかったものから、いろいろと意見を聞かされる破目になり、スムーズに事が運ばなくなりました。職を捨てて遠く家を離れて行くことに賛成し難いというのです。ここは少し時間をかけてと考えているうちに段々と包囲網が敷かれていきました。当時、従兄弟が東京近辺の国立大学の教授をしていたのですが、父が意見を求めたらしく、次の様な返信があったのです。従兄弟曰く、向学心は大切に素晴らしいことだと思つ。努力も高く評価したい。しかし、今から大学に入つてそれから先がどうなるのかについては、何の保障もない。今、自分のところで学んでいる多くの学生達は就職先が得られず悩んでいる。この様な時、折角の地方公務員という職を捨ててまで大学に入るといことは無謀であり賛成できない、思い止まるべし。賢明、とこの様な意見で

した。更に中学時代の恩師等からも今の職場で真面目に一生懸命頑張ることこそ肝要だ、との意見が寄せられ、結局両親を始め周囲の者全員から思い止まる様説得され、遂に進学を断念せざるを得なくなりました。もうこうなつたら、他に求める道は無く初心を貫き町の長になる以外にないと固く心に決め、一段と職務に精励することとなったのです。その後長い期間を経て紆余曲折はありましたが、時機到来、多くの人のすすめもあって町長選挙に出馬、緒戦は現職との一騎打ちで激しい選挙戦でしたがお蔭様で当選。二期目は実に二十八年ぶりの無投票当選。そして三期目も引き続き無投票当選の栄を与えていただきました。この間に再び町村合併の問題が起こり、今度は五十年前とは違って職員としてではなく、首長として又合併協議会の会長としてこの問題に関わることになりました。いろいろと困難はありましたが何とか克服し、平成の大合併は成就しましたので、これを機に永年携わった行政から身を退きたいと願っていました。これも許されず新町の舵取り役となり今日を迎えています。

厳しい状況の中で町政運営は容易ではありませんが、自らが求めて来た道ですので、過ぎ去った日々を思いを馳せ乍ら悔いは無く、これが私の人生であり天命だと思ひ、人と自然に育まれ温もりのある交流のまちづくりにも全力を傾注している昨今です。

政策リーダー

政策リーダー

平成16年度介護保険事業 状況まとめ

厚生労働省は4月4日、平成16年度介護保険事業状況に関する報告書をまとめた。

報告では、第1号被保険者は15年度2、449万人、16年度2、511万人で対前年比62万人、2・5%の増。要介護（要支援）認定者数は384万人から409万人となり対前年比25万人、6・4%の増。このうち要支援1号認定者の割合は63・8%を占める。第1号被保険者に占める第1号認定者の割合は15・1%から15・7%、対前年比0・6%の増となっている。要介護度が軽度（要支援1号認定者）の認定率は約7・0%、14・3%以上など約2倍以上の地域格差がある。

保険給付については、費用額が5兆6、891億円から6兆2、025億円、対前年度5、135億円、9・0%の増。給付費（利用者負担を除いた額）が5兆653億円から5兆5、221億円、対前年度4、568億円、9・0%の増。第1号被保険者1人あたりの支給額は15年度207千円から220千円、対前年度13千円、6・3%の増。この支給額は約17万円の県から約29万円以上の県などがあり、約1・7倍の地域格差がある。第1号被保険者保険料収納額は15年度9、345億円から16年度9、518億円、対前年度173億円、1・9%増、収納率は15年度98・3%から16年度98・2%、対前年度0・1%減となっている。

財政比較分析表の公表を 要請 総務省

総務省は3月8日、各都道府県・政令指定都市の財政比較分析表の公表について、各々のホームページに掲載するよう要請した。

財政比較分析表は、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくため、他団体と比較可能な指標をもって住民等に分かりやすく情報を開示することによって、財政運営上の課題をより明確にすることが喫緊の課題となる中で、類似団体間で主要財政指標の比較分析を行い、住民等に分かりやすく開示することを目的としている。

比較可能な指標として、各地方公共団体の財政力指数、経常収支比率、起債制限比率、人口1人当たり地方債現在高、ラスパイレス指数及び人口千人（都道府県は10万人）当たりの職員数を用い、類似団体との比較結果を分かりやすくリーダーチャート等を用いて図示するとともに、その結果について、各団体における要因、指標の改善に向けた取組み等を分析したものとされている。

なお、総務省は各市区町村分（政令指定都市分を除く）の財政比較分析表について、各都道府県のホームページにて公表するように要請するとともに、全都道府県・市区町村の財政比較分析表を総務省のホームページに掲載している。

木材需給の現況と見通し を発表 農林水産省

林野庁がこの程発表した平成17年の木材（薪炭用・茸原木用を除く）の需給実績見込み（暫定値）によると、国内の木材総需要量は、新設木造住宅着工戸数は横ばいだが、木造住宅の約8割を占める戸建の減少などから、8、631万³m（前年比3・9%減）と見込まれている。一方、供給のうち国産材は、製材用、合板用、パルプ・チップ用ともに増加が見込まれ、1、746万³m（同5・5%増）に、輸入材は、船運賃の高騰や米国の好調な住宅着工による産地高などにより丸太、製材品、パルプ・チップ用ともに減少が見込まれ、6、885万³m（同6・0%減）になるとしている。

この結果、総需要量に対する国産材の割合を示す木材自給率は、前年を1・8ポイント上回って20・2%となり、平成10年以来7年ぶりに20%を超える見込みである。

また、平成18年の需給見通しについては、総需要量は新設木造住宅着工戸数のうち、持ち家が減少するものの、貸家がやや増加することなどから、8、649万³m（同0・2%増）と見通している。うち国産材は、製材用が横ばい、合板用とパルプ・チップ用の増加から前年に比べ24万³m増の1、770万³m（同1・4%増）、輸入材は、微減の6、880万³mと見通している。

これにより国産材の木材自給率は、20・5%（見込み値）と見通されるとしている。